

韓国における戸主制廃止と家族変化

—— 2000年代の家族政策と家族規範・母親役割の再考 ——

新 藤 麻 里*

1. は じ め に

本研究は、韓国における戸主制廃止という家族制度をめぐる大きな変化に注目し、それによって家族の何が変化したのかを検討するものである。より具体的には、韓国社会において家族の構造転換が進んだ2000年代以降の家族変化およびライフコースの変容と関連づけながら、戸主制廃止を家父長制からの解放として捉える理解を相対化し、2000年代の制度改革と家族変化が家族関係や役割分担、とりわけ母親の役割に与えた意味を再検討することを目的とする。

韓国における戸主制は、父系血統の継承者である戸主が家族構成員を監護し、その立場を主に長男へと継承していく制度である。戸主に法的地位を優先的に付与することで、男性中心の家父長的な家族秩序を強化するものであり、ジェンダーに基づく家族内の男女差別、さらには、年長者と年少者、直系と傍系といった潜在的な不平等を前提とするものとされる（シンヒソン 2005）。したがって、戸主制はジェンダー秩序の生産装置と捉えられており（ヤンヒョンア 2000）、制度が廃止されるまで、戸主制は制度的に家族だけでなくジェンダーをも規定し、家族をめぐる葛藤、差別を作り出してきたとされる¹⁾。2000年代中盤以降の戸主制廃止から個人を単位とする家族関係登録簿の導入は、家族社会学、韓国社会研究の文脈からは「家父長制からの解放」あるいは「女性の解放」として捉えられている。

戸主制廃止に関する先行研究を見ると、その研究蓄積は少なくないものの、特に日本語文献においては法や制度に関する研究や政府報告書が多い。また、制度改革後を対象とした議論に注目すると、韓国内外を通じて制度変化あるいは社会変化と、現代韓国家族の在り方とを関連付けた議論には、まだ研究の余地が大きい。

社会学的な視点に基づく先行研究を振り返ると、戸主制廃止とジェンダー論を結び付けた韓

*しんどう まり 東京大学助教

国社会研究としては、戸主制廃止運動を対象にその歴史的展開を分析した春木の研究（春木 2010）や、戸主制廃止運動における家族法改正の意味をフェミニズムの視点から議論した申琪栄の研究（申琪栄 2006）が挙げられる。そして、戸主制廃止と家族政策とを関連づけた研究としては金美淑の研究が挙げられ、金は家族関係登録法と、健康家庭基本法、多文化家族支援法をあわせて検討し、制度改正が家族の在り方を再定義する過程を批判的に分析している（金美淑 2010）。また、近年では日本における韓国地域研究の入門的テキストにおける家族の説明でも、戸主制廃止は家族制度の一大改革として「過去と現在を結びつけてきた家族制度のくさびが断ち切られることにより、女性が家族や社会における『男性支配』から解放されたことを意味」する象徴的な出来事であり、家族の個人化の要因として位置づけられている（金香男 2024: 59-62）。これらの先行研究が示すように、戸主制の廃止は、ジェンダー平等の土台、家族から個人への家族モデルの再構成、あるいは、個人の選択性を高める要因として評価されている。一方で、同時期に進められた家族政策が既存の家族概念を維持・拡大したといった批判もある。本稿もこうした先行研究の視点を取り入れ、戸主制廃止および 2000 年代の一連の家族政策の価値を相対化する立場をとる。

以上のように、先行研究において、戸主制廃止は主として女性や子どもに対する不平等な法制度の是正、あるいは家父長制秩序からの解放として評価されてきた。それらの理解は極めて重要であり、制度史的にも社会的にも大きな意味をもつものである。一方で、制度改正と同時期に進行した韓国内の急速な家族の変化とを関連付けた議論は十分には言えない。また、制度改正以後に家族関係そのものがどのように再編されたのか、とりわけ母親に期待される役割がどのように位置づけ直されてきたのかといった家族内のミクロなジェンダー役割についても、十分に検討されてきたとはいえない。

こうした背景を踏まえて、本研究は戸主制廃止という制度的転換が 2000 年代以降の韓国社会における家族変化やライフコースの変容とどのように重なり合いながら理解できるのか。また、その過程で家族の機能や役割、とりわけ女性や母親に期待される役割がどのように位置づけ直されてきたのかを問い直すことを目的とする。このように、本研究は、制度史分析や制度が家族に及ぼす影響の因果関係を検証することを目的とするものではなく、戸主制廃止および個人単位の家族関係登録簿の導入を理解する上で強調されてきた家父長制からの解放、そして、個人化という側面を相対化し、その社会的意味を再解釈しようとする試論として位置づけられる。韓国における戸主制廃止から 20 年近くが経過した。制度改正後、母親に期待される養育・教育上の役割がどのように位置づけ直されてきたのかを検討することは、家族社会学的視点から戸主制廃止の意味を捉え直す試みであり、制度改正後の家族の在り方や実践を理解するための基礎的研究といえる。このような家族を単位とする身分登録制度から個人を基本単位とする制度への転換を経験した韓国社会の事例は、家族単位で身分関係を登録する制度を現在も

有する日本社会にとっても、家族制度と家族規範の関係を相対化するうえで多くの示唆を持つものと期待される。

本研究の構成は以下の通りである。第2節では、戸主制廃止および身分登録制度改正の具体的な論点を家父長制からの解放、家族から個人への身分登録単位の転換という点から整理し、制度の変更が、家族関係をどのように再編しうる枠組みであったのかを確認する。第3節では、戸主制がいかに問題化され廃止に至ったのかについて、2000年代の制度的・社会的文脈を中心に、先行研究をもとに整理する。第4節では、マクロな集計データと既存の韓国家族研究及びライフコース研究の成果を用いて、2000年代以降の韓国社会における晩婚化、少子化、未婚化、教育および就職競争の激化といった家族およびライフコースの変容を背景として、家族規範がどのように再編されてきたのかを検討し、とりわけ母親に期待される役割の位置づけに注目する。最後に、これらの検討を踏まえ、戸主制廃止が家族関係および母親役割に与えた意味を再解釈し、日本社会への示唆について考察する。

2. 戸主制廃止，民法改正，家族関係登録法 —— 家父長制の終焉，家族の個人化

戸主制廃止は、家父長制的秩序の終焉と個人を基本単位とする身分制度への転換という点において、韓国家族に大きな制度的インパクトを与えた。本節では、家族の在り方がどのように再編されたのか、戸主制廃止から家族関係登録簿の導入までの流れを概観し、家父長制の終焉と家族の個人化という視点に注目して戸主制廃止、民法改正、家族関係登録法施行までの一連の制度改革を捉えていく。

2-1 戸主制の廃止から民法改正，新たな身分関係制度の導入まで

戸主制廃止から新たな身分関係制度が導入されるまでの流れを振り返ると、2005年2月3日に「戸主制は個人の尊厳と男女平等を規定する憲法に違反」するとして憲法不合致判決が出された。そして、2005年3月31日に家族に関する法的根拠である民法の核心的な大改正が行われ、2008年1月1日に「家族関係の登録等に関する法律（家族関係登録法）」が施行されたというのが大きな流れである。

憲法不合致判決は次節で見ていく社会運動の流れの中で、戸主制に関する規定に対する違憲訴訟を提起するという試みの結果であり、決定要旨に記載された内容を要約すると以下の通りである²⁾。憲法裁判所は、個別規定ではなく戸主制全体を対象として違憲性を判断すべきであると、歴史的・社会的産物である家族制度であっても憲法の理念に従うべきであるとした。また、戸主制は単なる身分登録制度でなく、男系血統を基軸とする家族秩序であり、憲法が保

障する個人の尊厳および両性の平等に反すると判断した。一方で、戸主制を前提として構築されてきた戸籍制度との関係から、立法による制度改正までの間、当該条文の暫定的適用を認める判断が示された。

この判決後、3月には改正案が国会を通過した民法の大改正が行われた。この民法改正における最も大きな変更点は、戸主制を前提とする規定の削除である。実際には戸主の法律的権利および義務はこれ以前の1990年の家族法改正によってほぼ失われ、財産相続や子の養育権における男女平等化は進んでいたにもかかわらず、なおも戸主制は残存していた（申琪榮 2006、春木 2010）。したがって、戸主制廃止を中心とした2005年の民法改正は家父長制とその象徴的権力の終焉として意味付けられる。他方で、この改正に際して、家族の範囲が「戸主の配偶者、血族とその配偶者、その他戸籍に記載されているもの」から「配偶者、直系血族および兄弟姉妹、（生計をともにする）直系血族の配偶者、配偶者の直系血族及び配偶者の兄弟姉妹（779条）」と新たに規定されたことも特徴的と捉えることができる³⁾。つまり、戸主制を前提とした家族定義から別の原理に基づく家族定義へと家族が再編されたといえるだろう⁴⁾。つづいて、こうした流れの中で家族の在り方にどのような変化がもたらされたかについて、家父長制の終焉と家族の個人化という観点から検討してみたい。

2-2 家父長制の終焉

まず、韓国家族の家父長制的性格に焦点を絞り、2005年の民法改正でどのように改正されたのかを整理していく。韓国の家族法は1958年2月22日に民法の一部として制定され、1960年より施行された。立案過程の時点でも、女性の権利や地位向上を盛り込むことが各種団体や家族法学者から求められたにも関わらず、民法は親族の範囲や戸主および財産の相続、父親優先の親権といった家父長的な性質が強いものになったとされる（春木 2010）。その後、50年近くを経て戸主制が全面的に廃止されたのは先に述べた通りである。2005年の民法改正では、このほかにも同姓同本近婚制度の変更をはじめとして、1960年以降、「伝統」という美名のもとで家父長制を維持・再生産し、韓国の家族の在り方を定義づけてきた、家族制度を問い直す大々的な変革と位置づけられている（申琪榮 2006）。これ以外にも、既存の制度的問題点の解消ならびに不平等の是正として位置づけられる変更点としては、姓不変の原則、親養子制度の導入、女性の再婚禁止期間に関する改正などが取りあげられることが多い（申琪榮 2006、金美淑 2010、春木 2010）⁵⁾。

家父長制の終焉と家族の在り方の変化という視点から幾つかの特徴的な改正点について、その内容を見ていこう。まず、同姓同本近婚制度は、同じ父系親族集団に属するもの同士の結婚を禁止する制度であるが、これが近親婚の禁止へと変更された。次に姓の変更についてみると、もともと韓国では夫婦別姓が基本とされており、子は父親姓と本貫（姓の起源となる祖先の発祥

地）を継承する。父親姓を受け継ぎ、その姓が一生変わらないという原則は父系血統を安定的に再生産する制度とされてきた。民法改正によって、原則的には父親姓ならびに本貫に従うものの、母親姓と本貫の継承が可能になった。父親姓強制継承や男性優先の戸主の地位および権限の継承といった父系血統主義的な制度枠組みは、家父長制を支える補助的な役割に韓国女性を押し込めてきた。さらには、より深刻かつ顕著な女性役割として、男児を産むことが挙げられるだろう。父系血縁を継承する男児を産むことが女性に期待される役割とされていたといえ、実際に男性子がないことは離婚事由にもなった（金斗憲 2008）。また、人口抑制政策や人工妊娠中絶に関する法改正、胎児選別技術の発達を伴って、男児選好と出生子の性比不均衡は1980-1990年代の韓国社会における重要な社会問題となり、人口問題の主要な争点のひとつとして活発に研究されてきた（ウンギス 2001、金香男 2003、2010）。

2-3 家族の個人化

つづいて、家族の個人化という視点から家族の在り方の変化を捉えていく。戸主制廃止後、2008年に家族関係登録法が施行され、個人を単位とする家族関係登録簿が導入された。これにより、それまでの戸主を中心とした家族単位の戸籍から個人単位の身分記録簿へと制度が改正された。家族関係については、婚姻状況と関連せずに「家族関係登録簿」を保有し、この登録簿は従来の戸籍の記載事項を基礎として自動作成された。また、本籍は自由に設定できる各自の登録基準地となり、証明書類は従来の戸を単位とする証明書類から、家族関係証明書（本人の出生、死亡、改名）、基本証明書（父母・配偶者・子ども情報。なお、子どもはすべて「子」という表記で記載）、婚姻関係証明書（配偶者、婚姻及び離婚）、養子関係証明書（養子縁組、離縁）、親養子関係証明書（親養子に関する事項）の5種類へと変更された。

こうした制度変化は、家族から個人へと社会の最小単位を変えた極めて大きな転換点であり、家族の個人化における重要な分岐点と捉えられてきた。個人化は、ライフコース研究の視点からはライフコースの多様化、家族社会学の視点からは、家族の多様化と結びつく個人の選択性の高まりと捉えられる。既存の家族価値観および規範から離れて家族の形成や解散が個人の選択的行為になっている様相は、韓国の家族変化ならびに家族意識の変化にも表れている。実際に、2000年代以降の韓国社会では晩婚化、未婚化、出生率の低下、離婚率の上昇といった家族変化が急速に進行しており、その深刻さと急速さは世界に類を見ないほどである。また、家族をめぐる意識も急速に変化しているとされ、こうした家族形成に関する価値と意識の変化は、少子化対策が始まった2000年代当初より少子化の要因のひとつとして捉えられてきた（イサムシクほか 2005）。選択性の高まりは、家族形成を個人的な感情や動機に基づく選択とし、また、その責任を個人が負うリスクとも結びつくものであると理解される。元来の強い家族価値観を有する韓国社会においては、2000年代以降に家族形成のリスクが顕在化し、結婚は「愛情以

上に義務や責任」としての意味が強まっているとされ、家族関係は資源からリスクへ変貌しているとの見方がある（金香男 2024）。少子化研究においても、伝統的な性別役割分業が強固であるがゆえに、女性の地位上昇や社会進出との葛藤が起き、少子化をもたらしているとの説明がされている（Eun 2007）。

このように、2005 年の戸主制廃止、民法の改正から身分登録制度の改正は、韓国の家族ならびに社会の基本構成要素であった戸の解体であり、儒教的思考に基づく家族の在り方を示す理念と伝統の変革であり、父系血統の再生産構造の見直しで、家族の個人化の起点でもあったといえる。ただし、ここでも述べたように、2000 年代以降の家族変化と関連付けた場合に、これらの制度改正後の社会的帰結は一樣ではなかったといえる。つづいて、次節では、これらの法的改正と同時期に進められた家族政策について検討していく。

3. 戸主制廃止の経緯と 2000 年代の家族政策

韓国社会は日本と類似した家族主義的な社会とされる。これらの社会では、未婚化、少子化、高齢者のケアの問題などの家族をめぐる問題が社会問題化しており、マクロな構造変化は「家族」を前提とした社会政策の再考を迫るものである。本来、韓国は伝統的な家族価値観が強く、家族責任が大きい社会であり、長らく家族は福祉の対象ではなく主体として位置づけられてきた。しかし、1997 年のアジア通貨危機以降の社会経済的な構造変化により、家族のあり方が大きく変化し、伝統的な家族観を前提とする家族制度の見直しが迫られた。そうした中で、家族を単位とする初めての総合的家族政策である「健康家庭基本法」の制定（2004 年制定）や戸主制廃止が行われた。

前節で確認したように、韓国の戸主制は制度や家族関係の基本構成要素であり、家族モデルを提示するものでもあった。したがって、その廃止により、理論的には社会の最小単位は家族から個人になったといえ、戸主制の廃止は韓国の家族モデルの転換点といえる。さらには、戸主制の廃止は家父長制からの解放、家族の個人化への転換点と捉えられる。

ここでは、戸主制がいかに問題化され廃止に至ったのかという戸主制廃止に至る文脈を整理し、戸主制廃止と同時期に進められた 2000 年代の家族政策を中心に関連法案の制定過程やその内容から、家族の範囲、役割、機能が社会の中でどのように位置づけられてきたのかを検討していく。

3-1 戸主制廃止の経緯

戸主制廃止の経緯については、戸主制廃止および家族法改正（民法改正）の運動に着目した先行研究の蓄積があり、戸主制廃止に至る過程の精緻かつ明晰な分析が行われている（春木

2010, 吉川 2015)⁶⁾。詳細な説明はそれらの先行研究に譲り、本稿では戸主制廃止に至る主な流れを確認したい。まず、大きな流れとしては、戸主制廃止については「伝統的な儒教思想を強化しようとする儒林（ユリム）団体と男女平等に基づく民主的家族を志向する女性団体が長年にわたり対立（金香男 2024: 60）」してきたという背景がある。

表1は、先行研究に基づいて戸主制廃止に向けた運動の変遷を整理したものである。この表から各年代の運動の展開をかいつままで紹介していく。戸主制廃止運動はおおよそ半世紀にわたる過程を有しており、その展開は時代ごとに異なる特徴を示してきた。1970年代から1980年代にかけては、戸主制がもたらす法的・社会的差別を告発する動きが主として家族法学者や女性運動内部から提起され、問題化されていった時期であった。1990年代に入ると、民主化の進展を背景に家族法改正が段階的に進められるなかで、戸主制は「残存する差別的制度」としてより明確に位置づけられた。そして1990年代後半から2000年代にかけて、戸主制は女性の権利問題にとどまらず、個人の尊厳や憲法上の平等原則に反する制度として再定義され、違憲訴訟を含む本格的な制度廃止運動へと展開した。この時期には、「戸主制廃止のための市民連帯」に代表されるように、女性団体のみならず、男性中心の社会団体も加わり、戸主制廃止をめぐる運動は市民・女性・社会団体による最大規模の連携へと発展していき、大衆の共鳴も得た。こうした流れからもわかるように、戸主制は単なる身分登録制度ではなく、家父長制、男女不平等をはじめとする家族をめぐる不平等の象徴として位置づけられていたといえる。

表1 戸主制廃止に向けた運動の変遷

1960年代	1960年 新民法施行 1961年 軍事クーデター 軍事政権	立案過程から女性運動団体・家族法学者の家族法への反発（家父長制に基づく男女差別の撤廃）戸主・相続・親権 軍事独裁政権下で社会団体の解散や活動制限
1970年代	1977年 一部改正（財産相続）	女性団体の増加と家族法改正運動の組織化（汎女性改正促進会の発足 VS 儒林団体・保守勢力） その後解散、一部女性団体と家族法学者により活動継続
1980年代	1987年 民主化宣言・大統領 直接選挙制	民主化運動の高揚と女性運動の質的变化（エリート→広がり） 家族法改正のための女性連合会（1984年） 女性を意識した家族法改正公約、家族法改正への認識の広がり
1990年代	1990年 大規模な家族法改正 （戸主の権利義務縮小） 1997年 IMF 経済危機 1998年 金大中政権の発足	家族法改正運動の活発化と戸主制の残存（形骸化） 子どもの性比が社会問題化：男児選好の根源 社会変化・運動活発：離婚家庭の子女の福利 市民団体との連携で改革推進
2000年代	2003年 盧武鉉政権の誕生 2004年 国会議員選挙	大衆の共鳴と家族法改正の最大目標としての「戸主制廃止」 民法条項に対する意見訴訟（2000年）：大衆化（ドラマなど） 男女平等社会の実現を目標、戸主制廃止を公約に： 人権尊重、過去の清算 民主化運動出身者が政治の中核に 政府レベル・官民一帯の運動 VS 対抗運動

出所）春木（2010）および吉川（2015）に基づき、筆者作成。

3-2 2000 年代の家族制度

2000 年代の韓国では、戸主制廃止と並行して、家族を明示的な政策対象として位置づける家族政策が進展した。韓国における最初の総合的家族政策として健康家庭基本法が 2004 年に制定され、2005 年に施行された。そのほかにも同時期に低出産・高齢者対策基本法が制定され、それに基づき、低出産・高齢社会基本計画が立てられた。そのほかにも多文化家庭支援法が制定された。このように、2000 年代は、家族の多様化に対応して「明示的な家族政策」が形成された時期とされている（相馬 2012）。

健康家庭基本法の制定過程では、「家族」をいかに定義し、政策に位置づけるのかをめぐって、家政学、福祉社会学、女性学などの研究分野を巻き込む活発な議論が展開された（キムヘギョン 2005、チョヒグムほか 2010、相馬 2012）。また、法案の名称や概念についても議論され、とりわけ「健康家庭基本法」か、あるいは、中立性を重視した「家族政策基本法」か、といった議論は象徴的である（金美淑 2010）。健康家庭基本法では、「家族」は「婚姻・血縁・養子縁組からなる社会の基本単位」、「家庭」は「家族構成員が生計または住居を共にする生活共同体で、構成員の日常的な扶養・養育・保護・教育などが行われる生活単位」、「健康家庭」は「家族構成員のニーズが満たされ、人間らしい生活が保障される家庭」と定義づけられた⁷⁾。

家族変化と多様化する家族への対応を目的として総合的かつ明示的に政策が推進された 2000 年代の家族政策は、総合的な家族政策である点、周辺化されてきた家族をその対象とした点、多様な家族の包摂を志向した点で評価される。他方で、健康家庭基本法では家族の再定義化とともに機能や役割も規定され、家族を基礎単位とした福祉体制を強化したという批判がある。そのほかにも、「多文化家族支援法」のもつ同化主義的な側面を指摘し、一貫性のない家族政策（金美淑 2010）とする批判や、脱女性化・脱家族化できていないという批判もあった（ユンキョンジャ 2008）。このように、家父長制の終焉、家族の個人化である戸主制廃止と並行して進められた 2000 年代の明示的で総合的な家族政策は、家族の多様化に向けた施策でありながらも、家族の再定義化、家族機能の強化という性格も持ち合わせていたといえる。

一方で、この時期に開始された少子高齢化対策のその後を見ると、多様な家族の在り方を包摂しようとする志向性も見取れる。そもそも韓国では長らく人口抑制あるいは人口資質向上といった人口政策が取られており、2000 年代に入るまで少子化は社会問題として認識されていなかったといえる。少子化が社会問題化したのは 2000 年代初頭のことであり、年金問題との関連で低出生率が可視化されたのである。その後、少子化・高齢化対策に舵が切れ、2000 年代中盤には低出産・高齢者対策基本法が制定され、セロマジプランと呼ばれる基本計画が発表された⁸⁾。セロマジは「新しく（セロ）希望に満ちた出産から、老後生活の最後（マジマッ）まで美しく幸福に暮らす社会」という意味と「希望に満ちた未来と幸せでいっぱいな社会を新しく迎えよう」という意味と広報されている。5 年ごとに計画が立てられ、現在は第 4 次

（2021～2025 年）の期間である。第 1 次から第 4 次に至るまでの変化を見ると、対象は「低所得家庭→共働き家庭および中間層→全世代・全階層→多様な家族」へと拡大され、支援範囲は「保育支援中心→仕事・家庭両立→総合的（結婚・出産・育児）→包括的（住居・雇用、非婚・多様な家族）」へと広がっており、家族変化に対応して多様な家族を包摂する形へと政策の対象と範囲が拡大している点が評価できるだろう。つづいて、次節では制度変化が進行した同時代の社会経済的条件に目を向けていく。

4. 2000 年代韓国における家族変化と女性・母親の役割に注目して

4-1 IMF 経済危機以降の家族変化

韓国社会において、家族やライフコースの転換点として極めて重要な出来事として、1997 年の IMF 経済危機（アジア通貨危機）が挙げられる。通貨危機により未曾有の経済不況を経験し、社会構造も大きく転換した。現代韓国社会では、晩婚化、少子化、高齢化や、関連する女性就労、急速な高学歴化、雇用の不安定化といった家族をめぐる様々な問題が顕在化している。これらの個別的なトピックを観察するうえでは、それぞれに歴史的な文脈が存在するが、大きく韓国の現代家族を理解する上では、IMF 経済危機が起きた 1990 年代末が現代家族への転換点とって問題ないだろう。また、それ以降の 2000 年代は、家族の多様化と個人化、さらには、家族やライフコースをめぐる変化と関連する家族をめぐる諸問題の社会問題化の時期として捉えることができる。

2000 年代以降の韓国家族を取り巻く社会状況を簡単に確認しておこう。まず、IMF 経済危機は労働市場に大きな影響を及ぼし、家計を担う働き手の男性の多くが失業した。また、家族形成を選択する時期にあたる若年層に目を向けてみると、その失業率は全年齢帯に比べても高く、1990 年には 5% 台だった失業率は IMF 経済危機後 10% を超えた（統計庁 各年度 a）。その後も次項で扱う急速な高学歴化とそれに伴う就職競争の激化が就学期間や就職準備期間の長期化をもたらし、若者の雇用は失業率の高さからのみで測れない深刻な経済活動人口の減少に特徴づけられた。このように、韓国の若者は家族形成の前提とされる経済的安定を確保することが困難な状況、あるいは、その時期が遅れていることが現在も続いており、こうした状況が親子の時間的・経済的コスト負担や地位達成をめぐる家族戦略と結びついて理解されてきた点に、韓国社会の特徴の一端があるといえる。

また、2000 年代以降の韓国における家族をめぐる社会問題において特徴的かつ深刻な問題が少子化である。少子化は東アジア社会で共通して直面する社会問題といえるが、韓国においてはその急速性と深刻さが際立っている。韓国の合計特殊出生率は 2000 年には超少子化社会の基準である 1.5 人を下回り、2018 年には 1 を切っており 2022 年以降は 0.7 人台が続いてい

る（統計庁 各年度 b）。特に少子化傾向が顕著な首都ソウルでは 0.5 人台まで落ち込んでおり、韓国は世界でも最低水準の低出生率の社会となっている。平均初婚年齢も 2000 年の男性 29.3 歳、女性 26.5 歳から、2023 年には男性 34.0 歳、女性 31.5 歳へと結婚時期が大きく後方移動している（統計庁 各年度 b）。晩婚化の進行も急速である。ここ 30 年の変化を見ると、日本では男性が 2.7 歳、女性が 3.6 歳の上昇であるのに対し、韓国は男性 5.9 歳、女性 6.4 歳の上昇を見せている。

以上のように、2000 年代以降の韓国社会は、IMF 経済危機を契機とする雇用不安や晩婚化・少子化の進行、教育競争の激化などを背景として、家族およびライフコースの在り方が大きく変化した時期であったといえる。IMF 経済危機とその後の新自由主義の進行ならびに戸主制廃止は、韓国における家族の個人化の大きな要因とされている（金香男 2024）。一方で、家族変化と制度的枠組み変化の相互関係の理解にはまだ余地がある。2000 年代以降の社会経済的状况のもとで、家族形成は個人の選択として遅延・多様化した。同時に家族内部における役割分担、とりわけ母親の役割の意味も再編を迫られることになったことが示唆される。前節で示したように、戸主制廃止後の家族政策における家族像の再定義化は家族社会学的視点から批判的に評価されてきた。戸主制廃止を家父長制の終焉、家族の個人化の要因と捉える理解を相対化するうえでも、母親や女性の役割を焦点化する意義は大きい。ここからは、ここまでの議論を踏まえたうえで、韓国社会に通底するとされる伝統的な家族価値観の再構成の過程と家族変化を関連付けて、女性と母親の役割について論じていきたい。

4-2 家族変化と女性の役割

韓国は、雇用不安や高齢期の生活保障といった社会的リスクが、家族によって支えられてきた社会とされる。福祉国家の類型化で知られるエスピン＝アンデルセンはこうした家族主義的な社会の特徴を「最大の福祉義務を家族に割り当てる体制（エスピン＝アンデルセン 2000=1999）」と述べている。韓国社会は、家族変化による社会のリスクを家族が担う構造的背景があるといえる。このような社会的特性の背景には伝統的な家族価値観があるとされる。その一つに戸主制とも深く結びつく儒教的価値観に基づく孝という規範がある。孝規範は家族扶養という家族の実践と結びつき、家族関係を理解する重要な基盤とされてきた。孝規範は、しばしば家父長制と結びついた伝統的規範として理解されてきたが、実際には社会条件に応じてその意味を更新させてきた規範といえる。

儒教的な理念に基づく敬老孝親という規範意識は、家族内部の役割分担や扶養責任を正当化する原理として機能してきたと捉えられる。こうした規範を背景として、韓国では血縁原理を基礎とする直系家族制度のもとに家族が構成され、長男が継承者として高齢親と同居し、扶養責任を担うという特徴を有してきたとされる（イグァンギョ 1975=1978）。孝規範は家族の実践

の倫理的な枠組みとして、父系血統を継承単位とする家父長的秩序の維持に寄与してきた。一方で、韓国における家族規範は、植民地における国家による家族概念の規定、産業化、都市化、西欧の個人主義的価値観の流入といった歴史的变化により再編され、さらに、近年では、家族形成の変化や価値観の変容、多様な家族を包摂する家族政策の展開を通じて、そこに現代家族的要素が取り込まれてきた。こうした中で、孝規範は父系主義的な価値から、「敬老孝親」や「親孝行」といったある種の普遍的価値へと再構成されていったと考えられる。実際に、先行研究でも孝の実践に関する実証分析の結果、長男中心の義務的扶養観は、「すべての子が親を扶養すべきである」という義務と選択を含意する意識へと再構成されたことが指摘されている（イソンヨン 2006）。このように、孝規範は固定的に継承されてきた価値というよりも、家族が担うべき役割を正当化する規範として再解釈されてきたと捉えることができる。

次に、2000 年代以降の韓国における家族変化との関連からこの問題を検討する。先に述べた家族変化のひとつである少子化と関連した問題として、人口構造ならびに社会保障制度の維持に影響を及ぼす高齢化も急速である。韓国は日本に比べると高齢化に突入した時期が遅いため、現在の高齢化率は 30% 近い日本に比べると低い 20% 程度である。内閣府の『高齢社会白書』によると、高齢化率が 7%（高齢化社会）から 14%（高齢社会）に移行するのにかかった年数を比較すると、日本は 1970 年から 1994 年の 24 年間、韓国は 2005 年から 2025 年の 20 年間であり、西欧諸国の数十年から百年の変化に比べて極めて急速である（内閣府 2025）。こうした急速な高齢化状況を家族の役割、女性の役割に照らして考えると、家族における高齢者に対するケア労働の負担増を意味しており、家庭内外でケアを支える女性の労働問題とも接続するのである。急速な変化に対して制度的な対応は遅れざるを得ず、韓国社会では公的年金の導入が遅かったため受給率は上昇傾向にあるが受給金額は依然として十分とは言えず、その公的支援の不足を子どもからの仕送りが代替してきた。また、公的介護の普及も依然として推進過程にあり、自治体や研究者が協力してコミュニティケアの導入を進めている段階にある。

以上のように、孝規範は制度的・規範的に否定されたわけではない。2000 年代以降、戸主制の廃止や家族形態の多様化が進むなかで、むしろ、親子関係の情緒性や相互扶助を強調する形で再定義され、家族内部の責任を支える規範として位置づけ直されてきた可能性がある。近年の高齢者ケアをめぐる状況を踏まえると、家族扶養は家父長制的秩序から切り離され始めた一方で、親を支える責任や家族への献身はより私的で内面的な価値として維持されているといえる。同時に、高齢親へのケアをはじめとする家庭内のケア役割は、今後、選択性を伴って両性化していくことも期待される。ジェンダー葛藤に関する先行研究においても、戸主制廃止後には男女ともに生計と世話をするべきという新しいジェンダー秩序の必要性を指摘している（キムヒョンミ 2007）。

4-3 家族変化と母親の役割

次に、道具的家族主義と教育達成における母親の役割に注目して、2000年代の家族変化を読み解いていく。韓国の道具的家族主義の理解においては、フェミニズム社会学や文化人類学における研究蓄積があるが、ここでは本稿の問題意識との接点から韓国家族社会研究で最も引用されるチャンの議論を取り上げる。チャンは道具的家族主義の実践について、経済成長を第一義とし社会保障が十分でない体制下での近代化において、家族が唯一の扶養基盤であり、子どものへの教育投資が家族の階層上昇を期待する戦略として機能したとしている（チャンギョンソプ1994）。韓国社会はチャンが「圧縮された近代」と呼んだ短期間に経済成長と家族変化を経験してきた社会であり（チャンギョンソプ2001、張慶燮2013）、こうした条件のもとで教育と家族戦略が強く結びついてきたといえる。このような道具的家族主義は、韓国社会における福祉制度と家族の実践を考える上で示唆的である。これは、韓国社会では、家族を制度の前提におき、家族のもつ諸機能を福祉制度に明示的に盛り込んできたという歴史的背景があるということを示している。それだけではなく、そうした中で家族が、家族と家族成員の地位達成に向けて、戦略的に家族資源を活用してきたという経験を表している。

また、道具的家族主義の定義を国立民俗博物館が編纂する専門百科事典の『韓国民俗百科事典』のひとつである『韓国民俗社会辞典——家族と親族1』で引いてみると、「植民統治と6.25戦争及び急速な産業化に遭いながら、家族関係の戦略的活用を通じて生存と成功を追求しようとする過程で生まれた理念（国立民俗博物館2023: 64-65）」と記載されている。ここでも重要なのは、社会変動をその定義の内部に取り込みながら再構成されてきた点である。すなわち、道具的家族主義は「植民統治と6.25戦争及び急速な産業化」といった社会変化に呼応する家族の実践であり、韓国家族に通底するとされる家族主義の実践形態といえる⁹⁾。家族は情緒的な共同体というだけでなく、社会的リスクに対応し、個人の生存や地位達成を支える資源単位として理解されてきたと捉えられるのである。

こうした観点から、韓国における教育達成に母親がどのようにこの実践を担っていくのかを検討していく。韓国は急速に高学歴化したことで知られる。1980年代初頭には50%だった高校進学率は2000年には9割を超え、中等教育までの高い就学状態に到達した（韓国教育開発院各年度）。大学についても1980年代には3割程度だった大学進学率は爆発的に上昇し、ピーク時の2000年代後半には8割を超える大学進学率を示している。韓国における高等教育の拡大は建国以降、基本的には持続的に拡大を続けてきた。こうした高等教育の拡大は、国家主導の高等教育政策と高い教育熱およびそれに伴う人々の財政負担によるものとされている（有田2006）。1990年代以降の進学率の急激な上昇は、経済成長の結果として家計に余裕が出来て、子どもを高等教育に送り出せる家庭が増えたためといえ、持続的に教育達成意欲が保持されてきたとみることができる。また、親の経済力が十分でなかった過去には男性子に対して教育投

資が多く行われてきたため高等教育進学率の男女格差があったが、現在では女性の進学率が男性を上回っている（チャンギョンソプ 2018）。こうした高等教育の急拡大により、先に述べたように大学受験、さらには、就職における競争が苛烈化した結果、N 放世代やヘル朝鮮といった若者の困難を表す新造語やスラングが流行した。これらは格差問題とも接続し、2010 年代ごろより出自をスプーンの素材に例える「スプーン階級論」といった新造語が流行するなど、出身家庭によって選ばれる人生が異なるといったイメージが広まった¹⁰⁾。すなわち、家族の教育投資は重要な資源として、韓国社会の制度においても、ミクロな人々の営みにおいても内在化しており、さらには、その動機はこれまでの道具的家族主義の実践、つまりは、教育投資による子の地位達成とその結果としての親の老後の安定的な生活の実現という期待によって強化されてきたと考えられる。

このような中で、母親に期待される役割の一つとして、「教育する母」としての役割が顕在化してきたといえる¹¹⁾。「教育する母」としての役割は、母親自身が家族戦略の担い手としてそれを引き受け、意味づけていく過程の中で形成されてきた点が特徴的である。この点について、柳は、「教育する母」という母親役割が、子どもの教育を軸とする家族戦略の中で再配置され、母親自身の高学歴資源を活用する主体的な実践として位置づけられていることを指摘している。そこでは教育役割が「仕事」として理解され、母親の自己肯定感や自己主張とも結びついているとされる（柳 2021）。また、近年の若年女性の家族意識変化との関連では、笹野は、母親が教育責任者として献身的に子どもの教育を支える姿を間近に見て育ってきた若年女性たちが、母親世代とは異なる教育機会や就業機会を得る一方で、近年高まっている女性への家計への寄与期待と、依然として変化の乏しい母親役割とを同時に引き受けることに対して、否定的な態度を示すようになっていくことを指摘している（笹野 2023）。このように、「教育する母」という役割は、道具的家族主義の実践を通じて再生産される一方で、次世代女性によって選択されにくい役割となりうるほどに、重い負担として認識されつつある。

以上のように、2000 年代以降、雇用不安や教育競争の激化といった条件のもとで、家族はリスクへの対応単位として再編・強化されてきた。戸主制廃止による家族の個人化の観点と結び付けて考えると、教育責任は、家父長制の一部として支えられる形から、母親個人の主体的判断・行為として引き受けられるものへと位置づけ直されていると考察できる。つまり、戸主制廃止による家父長制の終焉、ジェンダーからの解放と同時進行的に、教育責任が母親個人の選択と責任として母親役割へと再配置されていると示唆されるのである。

5. お わ り に

本稿では、韓国における戸主制廃止および身分登録制度への改正を、2000年代以降の家族変化と関連付けて検討してきた。戸主制廃止を家父長制の終焉と家族の個人化として捉えながら、そうした理解を相対化するという問題意識を持ち、家族やライフコース変容の中で家族がどのように問い直され、とりわけ女性や母親に期待される役割がどのように位置づけ直されてきたのか考察した。

第一に、戸主制廃止、民法改正、個人単位の家族関係登録簿の導入を家父長制の終焉と家族の個人化という視点から整理した。戸主制廃止は、家族をめぐる韓国社会における一大改革であり、家父長制からの解放、女性の解放、家族の個人化への転換という点で重要な転換であったといえる。こうした家族の枠組みの変化は、家族の在り方を変質させるとともに、新たな価値による家族の再編を促す可能性が見いだされた。第二に、戸主制廃止に至る経緯と同時期の家族政策を概観し、戸主制廃止に至る運動の力と戸主制廃止が家父長制の象徴から、家族をめぐる不平等の象徴として意味づけられたと考察した。また、戸主制廃止が行われた2000年代は家族政策においても総合的かつ明示的な家族政策が取られ始めた転換期でありながら、家族政策は家族の再定義化と機能強化という性格も併せ持つと明らかにした。

そして、最後に本研究の核心としてIMF経済危機を発端とする2000年代以降の韓国の急速な家族変化と家族の役割の再配置について検討した。その結果、本研究が明らかにしたのは、急速な家族変化の中で教育やケアを中心とする機能が女性や母親の役割として再配置されているということである。戸主制廃止により家父長制が終焉した中でも家族内部の責任配置においては、両性でなく女性に、親一般ではなく母親に期待が集約されるという再編が生じている点が、本稿の重要な知見である。特に母親の教育役割においては、個人化を通じて、その責任や役割が個人の主体的選択の結果として表れていると捉えられる。

以上のように、本研究は戸主制廃止を家父長制からの解放、家族の個人化の要因として積極的に評価しつつも、その社会的帰結を家族変化との関係から捉え直すことで、戸主制廃止の社会的意味をより立体的に理解しようとしてきた。本研究の考察結果は、日本社会における制度と家族変化の関係を考えるうえでも示唆的である。日本では戦後の民法改正によって制度としての家父長制は解体されたものの、高度経済成長期には「日本的」な制度的枠組みの中で性別役割分業に基づく近代家族モデルと近代家族の特徴である母性愛、ロマンティック・ラブ、家族愛が規範化した経験を持つ。すなわち、制度の廃止が必ずしも家族規範や役割分担の変容を直線的にもたらすわけではないという点において、韓国の事例は日本の経験とも共通している。

本研究は、家族制度と規範の関係を考える上での試論であり、今後の分析に向けた基礎的研究に位置づけられる。制度的枠組みの変化がどのように家族の規範や実践に影響を及ぼすのか、

また、規範が家族の実践に及ぼすのかといった今回の試論の結果立ち上がった課題について、実証分析を通じて明らかにしていきたい。

注

- 1) 韓国における戸主制は、家父長制の象徴であると同時に植民地時代の負の遺産として特徴づけられる点にも留意が必要である。戸主制廃止運動においても、韓国の民法が日本の明治民法を土台とするため、戸主制は植民地支配の残滓であると強調する歴史の清算というフレームも提示されていた（春木 2010: 45）。
- 2) 憲法裁判所ホームページ掲載「民法第 781 条第 1 項本文後段部分違憲審査請求等」（2005 年 2 月 3 日決定）。憲法裁判部ホームページ，最終閲覧日：2025 年 12 月 20 日，<https://www.court.go.kr>。
- 3) 国家法令情報センターホームページ，最終閲覧日：2025 年 12 月 20 日，<https://www.law.go.kr>。なお、日本においては明治民法では家族が「戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ配偶者」と定義づけられていたが、現行民法では親族の範囲（6 親等内の血族及び配偶者ならびに三親等内の姻族）だけが定められている。
- 4) ただし、家族を法的に定義づけることの解釈には注意が必要であることも述べておきたい。たとえば、伊藤は「個人主義」で知られる西欧社会の家族法において家父長的要項が完全に破棄された 1970-80 年代まで、家族は日本以上に明確に法的に位置づけられていたことを挙げながら、家父長制が担保されながらも憲法上で、家族の権力からの自立が保証され家族の保護が明示される場合が多かったことを指摘している（伊藤 2017: 159-160）。この点からすれば、家族を法的に定義づけることそれ自体が、必ずしも家父長制の強化や個人の抑圧を意味するわけではなく、むしろ家族の再構成のあり方を問い直す契機ともなりうる。
- 5) そのほかにも、妻の嫡出否認の訴えの認定（第 846 条及び第 847 条）、親権行使の基準新設（第 912 条新設）などが挙げられる。
- 6) 春木の研究は、時代、政権ごとに運動が整理され、政治や政策との関係や運動の戦略や展開を知るうえで最適の先行研究である（春木 2010）。吉川の研究は、戸主制の概念整理、戸主制廃止過程における存廃論や法制度など韓国の戸主制廃止と家族法改正の概要に詳しい（吉川 2015）。また、韓国内研究においてもジェンダー論、運動論の観点から戸主制を論じた研究は多くある（ヤンヒョンア 2006, 2010）。そのほか、韓国における女性運動全般については金美珍（2022）に詳しい。
- 7) 「健康家庭基本法」第 3 条（定義），国家法令情報センターホームページ，最終閲覧日：2025 年 12 月 20 日，<https://www.law.go.kr>。
- 8) 低出産・高齢社会委員会ホームページ，最終閲覧日：2025 年 12 月 20 日，<https://www.betterfuture.go.kr>。
- 9) 同じく『韓国民俗社会辞典——家族と親族 1』で家族主義を引くと、「家族を社会の基本構成単位として重視し、個人は家族や親族から独立的でなく『私たち（ウリ）』として一つに連結されたものとみなし、家族は個人を代表する単位とみなす理念（国立民俗博物館 2023: 64）」と記載されている。
- 10) N 放（放棄）はすべてをあきらめる若者を指し、ヘル（hell）朝鮮は地獄のような朝鮮という

意味で、主に韓国の氷河期世代の困窮を言い表したスラングである。なお、筆者が行った若者のライフコース変化と親子間支援に関する実証的な研究では、親の教育費用支援や就職時期の遅れは必ずしも若者の地位達成に良い影響を及ぼさなかった（新藤 2025）。

- 11) なお、韓国において他の社会のように近代化過程で性別役割分業に基づく近代家族が一般化したかについては異論もあるが（チャンギョンソプ 2018）、一般的には性別役割分業に基づいた核家族化が進行したとされている。現代家族への分岐点と本稿で指摘した IMF 経済危機頃の世帯類型別の割合をみると、全世帯の 8 割程度が核家族世帯に分類され（統計庁 各年度 c）、女性労働力率も 30 代前半を谷間とする M 字カーブの軌跡を見せている（統計庁 各年度 d）。

引用文献

- 有田伸, 2006『韓国の教育と社会階層——「学歴社会」への実証的アプローチ』東京大学出版会。
- 伊藤公雄, 2017「イデオロギーとしての『家族』と本格的な『家族政策』の不在」本田由紀・伊藤公雄（編）『国家がなぜ家族に干渉するのか——法案・政策の背後にあるもの』青弓社, 155-172。
- エスピン＝アンデルセン, G（渡辺雅男・渡辺景子訳）, 2000『ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店（=Esping-Andersen, Gøsta, 1999, Social Foundations of Postindustrial Economies, Oxford: Oxford University Press）。
- 金斗憲（李英美・金香男・金貞任訳）, 2008『韓国家族制度研究』法政大学出版局（=김두헌（キムドゥホン）, 1969『韓国家族制度研究』ソウル大学校出版部）。
- 金香男, 2003『韓国社会における人口政策の成果と限界——少子化と出生性比の不均衡』『地域社会学会年報』15: 152-166。
- , 2010「韓国の人口政策と家族——少子化が進む中での男児選好」伊藤公雄・春木育美・金香男（編）『現代韓国の家族政策』行路社, 79-99。
- , 2024「変わりゆく韓国家族の姿」浅羽祐樹（編）『韓国とつながる』有斐閣, 57-78。
- 金美淑（金香男 訳）, 2010「盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権の家族政策——三つの法案を中心に」伊藤公雄・春木育美・金香男（編）『現代韓国の家族政策』行路社, 11-34。
- 金美珍, 2022「韓国女性運動の歴史を振り返る」熱田敬子・金美珍・梁永山聡子・張瑋容・曹曉彤（編）『ハッシュタグだけじゃ始まらない——東アジアのフェミニズム・ムーブメント』64-73。
- 笹野美佐恵, 2023「韓国社会におけるジェンダー革命と少子化——世界最低出生率の背後で何が起きているのか」『人口問題研究』79(2): 107-113。
- 申琪栄, 2006「フェミニスト視点から分析した韓国戸主制度廃止運動」『国際女性』20: 147-150。
- 新藤麻里, 2025『韓国の若者のライフコースと親子間支援——成人期移行における困難と家族主義の影響』勁草書房。
- 相馬直子, 2012「圧縮的な家族変化と子どもの平等——日韓比較を中心に考える」『人口問題研究』68(3): 85-104。
- 張慶燮, 2013「個人主義なき個人化——「圧縮された近代」と東アジアの曖昧な家族危機」落合恵美子（編）『親密圏と公共圏の再編成——アジア近代からの問い』京都大学学術出版会, 39-65。
- 内閣府 2025『令和 7 年版高齢社会白書』内閣府。
- 春木育美, 2010「家族法改正と戸主制廃止運動」伊藤公雄・春木育美・金香男（編）『現代韓国の家

- 族政策』行路社, 35-54.
- 吉川貴恵, 2015「韓国における戸主制度廃止と家族法改正: 女性運動の観点をふまえて」『立命館法政論集』13: 112-149.
- 柳采延, 2021『専業主婦という選択——韓国の高学歴既婚女性と階層』勁草書房.
- , 2024「韓国におけるフェミニズムの最前線と新しい運動主体」『常葉大学外国語学部紀要』40: 1-12.
- 国立民俗博物館, 2023『한국민속사회사전 —— 가족과 친족 1 (韓國民俗社会辞典 —— 家族と親族 1)』国立民俗博物館.
- 김현미 (キムヒョンミ) 2007「애도의 수사학에서 기쁨의 정치학으로 —— 새로운 젠더질서를 향하여 (哀悼の修辭学から喜びの政治学へ —— 新たなジェンダー秩序にむけて)」『創作と批評』135: 223-237.
- 김혜경 (キムヘギョン), 2005「『건강가정기본법』의 제·개정을 둘러싼 담론에 대한 연구 (『健康家庭基本法』の制定・改正をめぐる談論に関する研究)」『女性と社会』16: 67-102.
- 신희선 (シンヒソン), 2005「『젠더』의 민주적 소통구조 —— 여성인권을 위한 호주제 폐지 운동 (『ジェンダー』の民主的コミュニケーション構造 —— 女性の人権のための戸籍制度廃止運動)」『家族と文化』17(2): 33-62.
- 양현아 (ヤンヒョンア), 2000「호주제도의 젠더 정치 —— 젠더 생산을 중심으로 (戸主制度のジェンダー政治 —— ジェンダー生産を中心に)」『韓國女性学』16(1): 65-93.
- , 2010「호주제도 헌법불합치 결정에 나타난 성차별 판단의 논증 —— 『전통』과 식민지성의 관련성 속에서 (戸主制度における憲法不適合決定に現れた性差別判断の論証 —— 『伝統』と植民地性の関連性の中で)」『經濟と社会』88: 215-255.
- 은기수 (ウンギス), 2001「인공유산의 결정요인에 관한 연구 —— 로짓분석과 생존분석의 비교 (人口流産の決定要因に関する研究 —— ロジット分析と生存分析の比較)」『韓國人口学』24(2): 79-115.
- 윤경자 (ユンキョンジャ), 2008「건강가족을 위한 한국가족정책 패러다임의 전환 —— 건강가정기본법과 건강가정지원센터를 중심으로 (健康家族のための韓国家族政策パラダイムの転換 —— 健康家庭基本法と健康家庭支援センターを中心に)」『家庭と人生の質研究』26(4): 85-102.
- 이광규 (イグァングユ), 1975『한국 가족의 구조 분석 (韓国家族の構造分析)』一志社 (=1978, 李光奎 (服部民夫訳)『韓国家族の構造分析』国書刊行会).
- 이삼식·신인철·조남훈·김희경·정운선·최은영·황나미·서문희·박세경·전광희·김정석·박수미·윤홍식·이성용·이인재 (이삼식·신인철·조남훈·김희경·정운선·최은영·황나미·서문희·박세경·전광희·김정석·박수미·윤홍식·이성용·이인재) (イサムシク·シンインチョル·チョナムフン·キムヒギョン·チョンユンソン·チェウンヨン·ファン나미·소문희·박세경·전광희·김정석·박수미·윤홍식·이성용·이인재), 2005『저출산 원인 및 종합대책 연구 (低出産原因および総合対策研究)』韓國保健社会研究院.
- 이성용 (イソンヨン), 2006「가족주의와 효 (家族主義と孝)」『家族人口学』29(2): 215-240.
- 장경섭 (チャンギョソプ), 1994「한국 가족의 이념과 실제 —— 가족규범의 다중성과 내적 모순 (韓国家族の理念と現実 —— 家族規範の多重性と内的矛盾)」『哲学と現実』22: 51-66.
- , 2018『내일의 종언? 가족자유주의와 사회재생산 위기 (明日の終焉? 家族自由主義と社会再生産危機)』집문당.
- 조희금·김경신·정민자·송혜림·이승미 (조희금·김경신·정민자·송혜림·이승미) (チョヒグム·キムギョンジン·チョンミンジャ·헨 헤림·이송미), 2010『건강가정론 (健康家庭論) 第2版』신지존.

統計庁, 各年度 a 『경제활동인구조사 (經濟活動人口調査)』 統計庁.

——, 各年度 b 『인구동태조사 (人口動態調査)』 統計庁.

——, 各年度 c 『인구주택총조사 (人口住宅總調査)』 統計庁.

——, 各年度 d 『經濟活動人口調査』 統計庁.

韓國教育開發院, 各年度 『교육통계 분석자료집 (教育統計分析資料集)』 韓國教育開發院.

Eun, Ki-Soo, 2007, "Lowest-low Fertility in the Republic of Korea: Causes, Consequences and Policy Responses," *Asia-Pacific population journal*, 22(2): 51-57.

要 旨

本研究は、韓国における戸主制廃止および身分登録制度の改正という家族制度をめぐる大きな変化に注目し、それによって家族の何が変化したのかを検討するものである。より具体的には、韓国社会において家族の構造転換が進んだ2000年代以降の社会・家族変化およびライフコースの変容と関連づけながら、戸主制廃止を家父長制からの解放あるいは家族の個人化として捉える理解を相対化し、2000年代の制度改革と家族変化が家族関係や役割分担に与えた意味を再検討することを目的とする。

第一に、家族を単位とする戸主制から個人を単位とする身分登録制度への移行において、家族のあり方がどのように再編したのかを確認する。第二に、戸主制がいかに問題化され廃止に至ったのかという社会的文脈を整理するとともに、戸主制廃止と同時期に進められた2000年代の家族政策を概観する。第三に、2000年代以降の韓国社会における晩婚化・少子化・未婚化、教育及び就職競争の激化などの社会変化を背景として、家族の規範がどのように再構成されてきたのかを検討する。

本稿は戸主制廃止の社会的意味を家族関係、とりわけ女性・母親役割の再配置という観点から捉え直す試論として位置づけられる。家族単位で身分関係を登録する制度を現在も有する日本社会にとって、韓国の事例は家族制度と家族規範の関係を相対化するうえで示唆的である。また、類似した家族主義的な福祉レジームに属する社会における現代家族およびライフコースの特徴を理解するための一つの視角を提供するものである。

キーワード：戸主制廃止，家族，規範，母親役割，韓国社会